

## 函館市企業局が設置する公共施設等における通勤用自動車の 駐車に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、函館市企業局が設置または管理する公共施設等において業務を行う者が、当該施設の敷地内に通勤用自動車を駐車することに関して、函館市企業局行政財産目的外使用料等規程（平成23年4月1日企業局規程第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 職員等 この要綱の対象となる施設（以下「対象施設」という。）において業務を行う次に掲げる者をいう。

ア 函館市企業局の職員

イ 指定管理者または委託業務受託業者およびこれらに雇用されている者

ウ 函館市企業局の施設に事務所を置く法人または任意団体およびこれらに所属している者

(2) 通勤用自動車 職員等が恒常的に通勤のために用いる自家用の自動車（二輪車を除く。）で、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車および軽自動車をいう。

### (対象施設)

第3条 対象施設は、函館市企業局が所有する土地に設置する全ての施設とする。ただし、通勤用自動車を駐車する敷地がない施設は除くものとする。

### (使用の申請)

第4条 対象施設に通勤用自動車を駐車しようとする者は、公共施設内駐車使用申請書（第1号様式）により公営企業管理者（以下「管理者」という。）に駐車使用の申請をしなければならない。

(使用の許可)

第5条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、駐車使用させることが適当と認めるときは、公共施設内駐車使用許可通知書（第2号様式）により申請者に通知し、駐車許可証（第3号様式）を交付する。

- 2 前項の駐車使用許可の期間は、使用許可開始日から当該年度末日までの期間とする。ただし、この期間は更新することができる。
- 3 駐車許可証の交付を受けた者は、通勤用自動車を当該施設内に駐車使用するとき、駐車許可証を当該自動車の外から確認できる場所に掲示しなければならない。
- 4 駐車許可証の交付を受けた者が、第10条により駐車使用を取りやめたとき、または第11条により駐車使用の許可を取り消されたときは、駐車許可証を速やかに返還しなければならない。

(遵守事項)

第6条 前条の規定により駐車使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 施設を利用する一般市民の通行および駐車に支障が生じないように駐車すること。
- (2) 駐車にあたっては、施設管理者の指示に従うこと。
- (3) 施設行事等が行われる場合は、施設管理者が行う駐車制限に従うこと。

(使用料)

第7条 使用者は、許可を受けた日から使用料を支払わなければならない。

- 2 1月あたりの使用料の額は、対象施設が存する区域ごとに次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域をいう。）に存する施設 3,000円
  - (2) 前号の区域外に存する施設 1,000円
- 3 使用料は、その使用期間が1月に満たない場合においては日割計算

によることとし、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。

(1) 対象施設における1週間の勤務または業務の日数が5日未満もしくは1日の勤務または業務の時間が4時間30分以下の職員等

(2) 身体に障がいがあることにより通勤用自動車を利用しなければ通勤が困難な職員等

(3) 交替勤務となっている職員等が、駐車できる敷地が狭隘なため、同じ箇所を共同で使用する場合

(4) その他管理者が特に必要と認めた場合

5 前項第1号から第3号に該当する場合の使用料の免除または減額は次のとおりとする。

(1) 前項第1号または第2号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。

(2) 前項第3号の規定に該当する場合に減額できる額は、使用料の額から使用料の額に共同で使用する対象施設の駐車可能台数を乗じて共同で使用する使用者の人数で除した額を減じて得た額とし、この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

6 第4項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、公共施設内駐車使用料減免申請書（第4号様式）を管理者に提出しなければならない。

7 管理者は、前項の申請があったときは、減免の可否を決定し公共施設内駐車使用料減免承認（却下）決定通知書（第5号様式）によりその申請者に通知するものとする。

（使用料の納入）

第8条 使用料は、次の各号に定めるところにより、納入するものとする。

(1) 函館市企業局の職員は使用月の翌月の給与から控除するものとする。ただし、給与から控除できない場合は、納入通知書により管理者が指定する期日までに納入するものとする。

(2) 前号に掲げる職員以外の者の使用料は、納入通知書により管理者が指定する期日までに納入するものとする。

(通勤用自動車の変更)

第9条 使用者は、通勤用自動車を変更したときは、通勤用自動車変更届（第6号様式）により管理者に届け出なければならない。

(駐車を取りやめ)

第10条 使用者が、通勤用自動車の駐車をやめるときは、駐車許可証を添えて公共施設内駐車使用取りやめ届（第7号様式）により管理者に届け出なければならない。

(使用許可の取消し)

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車使用の許可を取り消すことができる。

(1) 駐車使用許可した場所を公用または公共用に供する必要が生じたとき。

(2) 使用者が、第6条に規定する遵守事項に違反したとき。

(3) 使用料を1月以上滞納したとき。

(4) その他管理者が駐車使用の許可を取り消す必要があると認めるとき。

2 管理者は、前項の規定により駐車使用の許可を取り消したときは、公共施設内駐車使用許可取消通知書（第8号様式）により、通知するものとする。

(損害賠償)

第12条 使用者は、故意または過失により対象施設、附属設備等を滅失またはき損させたときは、その損害を賠償しなければならない。

(企業局の免責)

第13条 敷地内において生じた事故および損害については、企業局は賠償の責を負わないものとする。

(登録台帳の備え付け)

第14条 施設管理者は、公共施設駐車使用登録台帳（第9号様式）を整備し、当該対象施設における駐車使用の期間、これを備え付けなけれ

ばならない。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

その1

# 公共施設内駐車使用申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者  
企業局長 様

住所（自宅）  
所 属  
申請者 職員番号（企業局職員）  
氏 名  
電 話

公共施設内に通勤用自動車を駐車したいので、函館市企業局が設置する公共施設等における通勤用自動車の駐車に関する要綱第4条の規定により申請します。

## 記

- 使用箇所
- 駐車台数 台
- 車名および登録番号
- 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 勤務者の区分（該当する番号に○を付けてください。）
  - 企業局職員
  - その他

函館市企業局が設置する公共施設等における通勤用自動車の駐車に関する要綱第5条第1項の規定により、使用許可通知書および許可証を交付する。

年 月 日

施設管理者

取扱者認印	主 査	担 当	駐車許可 No. _____

第1号様式（第4条関係）

その2

# 公共施設内駐車使用申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者  
企業局長 様

公共施設内に通勤用自動車を駐車したいので、函館市企業局が設置する公共施設等における通勤用自動車の駐車に関する要綱第4条の規定により申請します。

## 記

- 1 使用箇所
- 2 駐車台数 台
- 3 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 勤務者の区分（該当する番号に○を付けてください。）
  - (1) 企業局職員
  - (2) その他

### 【申請者】

住 所	氏 名	所 属	職員番号	電話番号	車名・登録番号

函館市企業局が設置する公共施設等における通勤用自動車の駐車に関する要綱第5条第1項の規定により、使用許可通知書および許可証を交付する。

年 月 日

施設管理者

取扱者認印	主 査	担 当	駐車許可 No. _____

第2号様式（第5条関係）

# 公共施設内駐車使用許可通知書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者  
企業局長

年 月 日付で申請のあった公共施設内駐車使用について、下記のとおり許可します。

## 記

- 1 目的 通勤用車両の駐車場所として使用するため
- 2 使用箇所
- 3 駐車台数 台
- 4 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 使用料 月額 円
- 6 その他 函館市企業局が設置する公共施設等における通勤用自動車の駐車に関する要綱を遵守すること。

また、使用財産を公用または公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消すことがあります。



第3号様式（第5条関係）

（表）

No. _____	
<b>駐 車 許 可 証</b>	
施設名 _____	
許可期間	年 月 日～ 年 月 日
函館市公営企業管理者企業局長	

（裏）

（使用条件）

- 1 一般市民の通行および駐車に支障が生じないように駐車してください。
- 2 駐車にあたっては、施設管理者の指示に従ってください。
- 3 施設内において生じた事故および破損等については、企業局は一切その責任を負いません。
- 4 施設行事等が行われる場合は、施設管理者の駐車制限に従ってください。
- 5 公共施設内に駐車するときは、この駐車許可証を自動車の外から確認できる場所に掲示してください。
- 6 駐車使用を取りやめたとき、または駐車使用の取り消しを受けたときは、この駐車許可証を返還してください。

第4号様式（第7条関係）

その1

施設所管課	課長	主査	担当

## 公共施設内駐車使用料減免申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長

様

住所（自宅）

所 属

申請者 職員番号（企業局職員）

氏 名

電 話

下記のとおり使用料の減額（免除）を受けたいので、函館市企業局が設置する公共施設等における通勤用自動車の駐車に関する要綱第7条第6項の規定により申請します。

使 用 箇 所	
使 用 台 数	台
減免を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
自動車の車名・登録番号	車 名：
	登録番号：
減 免 事 由	第7条第4項第 号に該当

備 考

- 1 減免事由欄には、要綱第7条第4項の該当条項を記載するとともに、その事実が確認できる書類を添付してください。

第4号様式（第7条関係）

その2

施設所管課	課長	主査	担当

## 公共施設内駐車使用料減免申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者  
企業局長 様

下記のとおり使用料の減額（免除）を受けたいので、函館市企業局が設置する公共施設等における通勤用自動車の駐車に関する要綱第7条第6項の規定により申請します。

### 記

- 使用箇所
- 駐車台数 台
- 減免を受けようとする期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 勤務者の区分（該当する番号に○を付けてください。）
  - 企業局職員
  - その他
- 減免事由 第7条第4項第3号に該当

### 【申請者】

住所	氏名	所属	職員番号	電話番号	車名・登録番号

### 備考

- この申請書は、使用箇所、減免を受けようとする期間、勤務者の区分、所属および減免事由が同じ勤務者等が連名で使用料の減免申請をする場合に使用することができます。

第5号様式（第7条関係）

## 公共施設内駐車使用料減免承認（却下）決定通知書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

年 月 日付けで申請のあった使用料の減免については、次のとおり決定したので通知します。

### 1 承認

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 減免する金額    | 円 |
| (2) 減免前の使用料の額 | 円 |
| (3) 減免後の使用料の額 | 円 |

### 2 却下

理由

（却下の場合は、この処分について不服がある場合における救済の方法ならびに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者および出訴期間を記載した文書を添付すること。）

第6号様式（第9条関係）

施設所管課	課長	主査	担当

# 通勤用自動車変更届

年 月 日

函館市公営企業管理者  
企業局長

様

住所（自宅）

所 属

申請者 職員番号（企業局職員）

氏 名

電 話

通勤用自動車を変更したので、函館市企業局が設置する公共施設等における通勤用自動車の駐車に関する要綱第9条の規定により届け出ます。

記

1 車名および登録番号

変更前

変更後

2 変更年月日

年 月 日

第7号様式（第10条関係）

	課長	主査	担当
施設所管課			

## 公共施設内駐車使用取りやめ届

年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長 様

住所（自宅）

所 属

届出者 職員番号(企業局職員)

氏 名

電 話

駐車使用を取りやめたいので、函館市企業局が設置する公共施設等における通勤用自動車の駐車に関する要綱第10条の規定により届け出ます。

記

使用箇所	
駐車許可証No.	
取りやめ年月日	年 月 日

第8号様式（第11条関係）

施設所管課	課長	主査	担当

## 公共施設内駐車使用許可取消通知書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者  
企業局長

年 月 日付けで許可した公共施設内駐車使用について、下記のとおり駐車使用の許可を取り消しましたので、函館市企業局が設置する公共施設等における通勤用自動車の駐車に関する要綱第11条の規定により通知します。

### 記

使用箇所	
駐車許可証No.	
取消年月日	年 月 日
取消理由	第11条第 号に該当するため
備考	

この処分について、不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（函館市公営企業管理者企業局長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

